

令和5年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業

評価基準

令和5年8月9日

札幌市

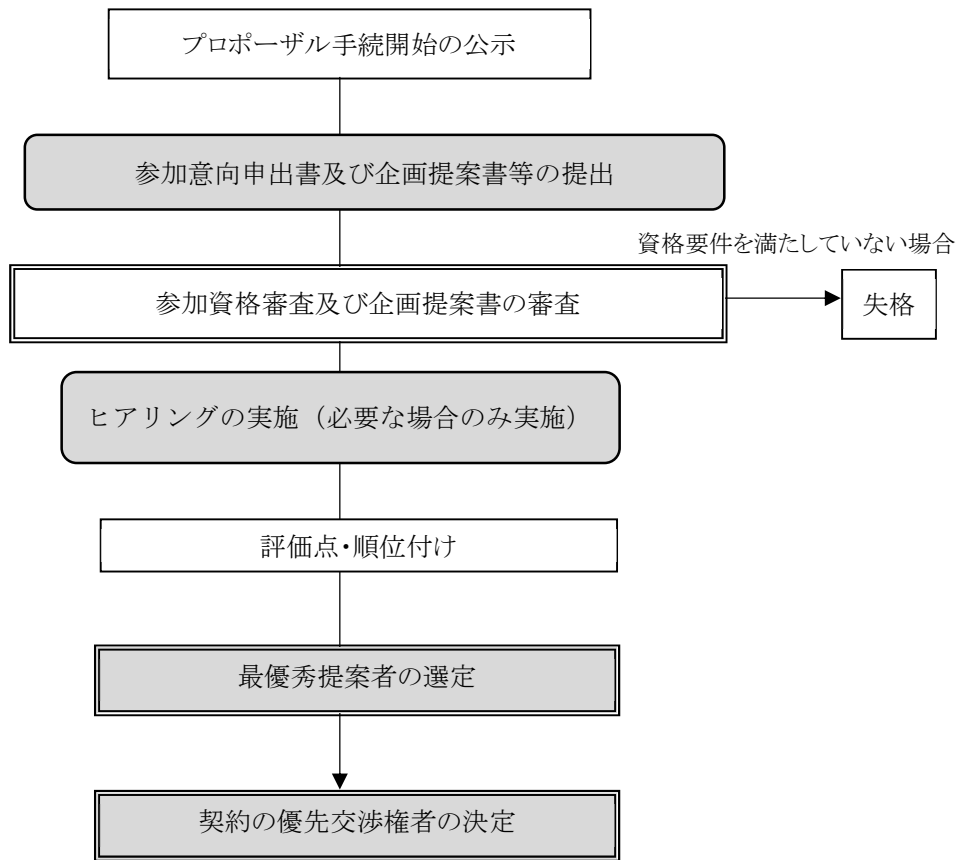
1. 評価基準の位置付け

本評価基準（以下「本書」という。）は、札幌市（以下「本市」という。）が「令和5年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業」（以下「本事業」という。）の民間事業者の募集及び選定にあたり、入札しようとする者に交付する業務委託仕様書、提案説明書に基づくものである。

また、本書は事業者の選定にあたって、業務委託仕様書及び提案説明書を踏まえ、参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定するための方法、基準等を示すとともに、参加者が作成する提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 落札者決定の手順

本事業における落札者決定にあたっての手順は以下のとおりとする。



3. 参加資格審査

本市は、参加者から提出された参加意向申出書により、公募型企画競争提案説明書に記載した参加者が満たすべき参加資格要件の具備を確認する。参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

4. 提案審査

4-1. 審査の方法

落札者決定に当たっては、参加資格審査、企画提案審査を同時に行う。なお、参加資格審査は、提案審査のための提案書類を受け付ける参加者を選定するためにのみ用いることとし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案審査に持ち越さないものとする。

なお、入札参加者が1者の場合も、提案審査を行うものとする。

4-2. 審査の体制

審査に当たっては、本市が設置した「令和5年度 既存集合住宅省エネコンサルタント派遣事業に係る公募型企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、5名の審査委員が評価基準に関する審議及び参加者より提出された提案書類の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

4-3. 参加資格審査

本市は、提案説明書に記載した参加者が備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」）を満たしているかどうかの確認を行う。なお、参加資格要件1項目でも当該要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

4-4. 企画提案審査

(1) 企画提案書の基礎審査

本市は、企画提案書に記載された内容が、条件を満たしているか確認する。1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。ただし、本市が軽微な不備・不足と考えるものにあつては、必要に応じて個別に入札参加者に確認し、企画提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題がなく、部分的な訂正や対応のみで問題ないと本市が判断するものについてはその限りではない。

(2) 提案項目の適格審査

提案審査書類について審査する。

委員会では、「表1 評価基準と配点」に示す評価項目、評価の基準及び配点に従い、参加者の企画提案書の内容について各委員が個別に加点評価し、合計点を評価点として得点化する。なお、得点化に際しては、「表2 各審査項目の得点化基準」のとおり得点を付与する。

表1

令和5年度 既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業 評価基準と配点

評価項目	評価の視点	配点	
		大項目	小項目
1 業務目的の理解度		20	
(1) 既存の集合住宅の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化の実現に向けて既存集合住宅が抱える課題を十分に理解しているか。 ・問題への対応について十分な見識を有しているか。 	10	5 (5×1) 5 (5×1)
(2) 地域特性についての見識	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌の地域特性について、十分な見識を有しているか。 ・札幌市に求められる住宅の性能に関して十分な見識があるか。 	10	5 (5×1) 5 (5×1)
2 業務の実施方針		45	
(1) 所有者との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等との事前の協議項目が具体的であるか。 ・外断熱改修への関心を高める工夫を検討しているか。 	10	5 (5×1) 5 (5×1)
(2) 現況調査及び現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の方法が明確かつ適切か。 	5	5 (5×1)
(3) 改修の方向性の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の考え方が具体的か。 ・改修工事に繋げるための工夫がされているか。 	20	10 (5×2) 10 (5×2)
(4) 支援スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等との協議のタイミングが適切であるか。 ・支援スケジュールが適切であるか。 	10	5 (5×1) 5 (5×1)
3 実施体制等		35	
(1) 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な人員が確保されているか。 ・発注者との協議や発注者の要望等に迅速かつ柔軟に対応できる体制が備わっているか。 	10	5 (5×1) 5 (5×1)
(2) 経験とノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等に対して適切な助言及び指導ができる能力（専門知識、ノウハウ、保有資格等）が十分備わっているか。 ・類似業務や関連する業務の実績が豊富か。 ・類似業務において工夫した点など独自性があるか。 	25	5 (5×1) 10 (5×2) 10 (5×2)
合 計		100	100

表2 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準
5	特に優れている
4	優れている
3	普通
2	やや不十分
1	不十分

5. 最優秀提案の選定

委員会は、4-4 に従い算出した得点の合計得点が最も高い提案をした最優秀提案者を選定する。評価点は各審査委員が100点満点で採点し、合計500点満点とする。また、提案者が1者だった場合でも、同様に審査を行い、合計点が基準点（6割）の300点を超える場合については、選定の対象とする。

6. 落札者の決定

本市は、上記審査の結果により選定された最優秀提案者を、契約の相手方となる落札者として決定する。合計点が300点に満たない場合は、その提案を無効とする

7. 提案書に関するヒアリング

委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。ヒアリングが必要と判断した場合については、詳細を別途通知する。